



第4章 計画の推進



第4章 計画の推進

第1節 推進体制

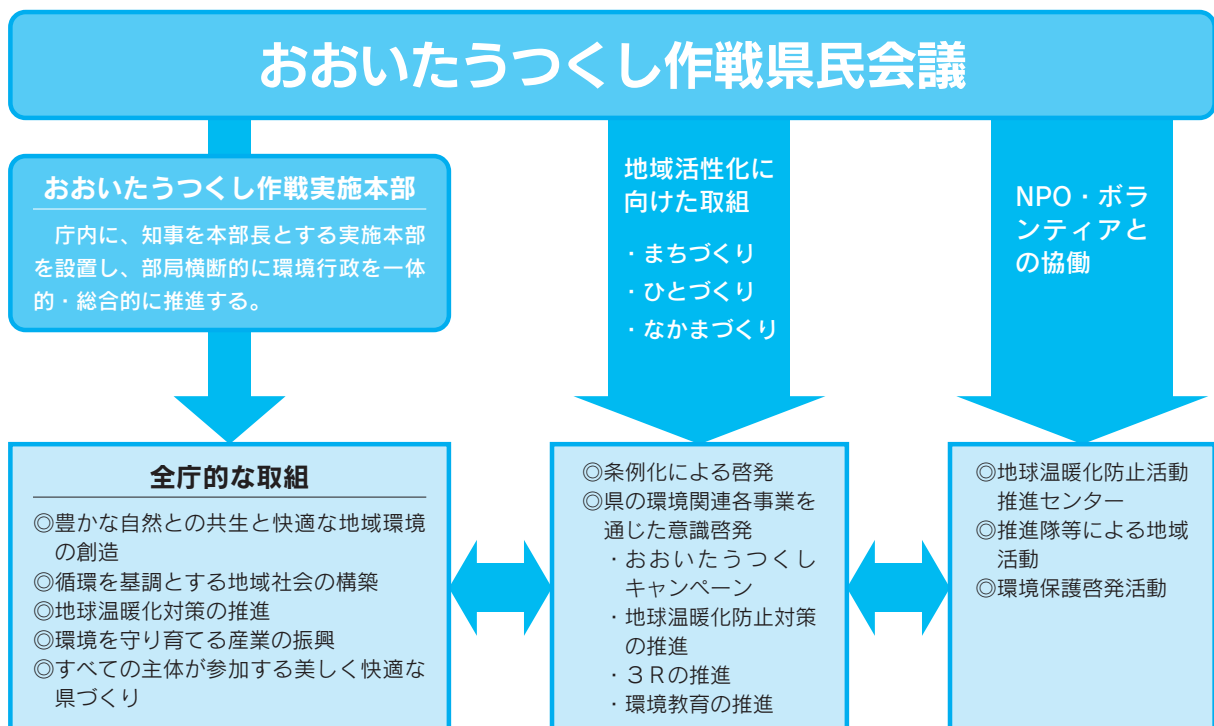
1. 基本的な考え方

本計画で掲げた目指すべき環境の将来像の達成を図るためには、県民、民間団体、事業者、行政等が協働し、大分県の美しく快適な自然環境を守り育て、さらに将来の世代に引き継いでいくことが重要です。そのためには、県民、民間団体、事業者等により構成する「おおいたうつくし作戦県民会議」を中心にして、県民総参加により、地域に根ざした環境の保全と創造に向けた取組を推進していく必要があります。

また、県庁内においては、「おおいたうつくし作戦実施本部^{*}」を中心にして、「おおいたうつくし作戦県民会議」からの意見・提言等を踏まえ、部局横断的に環境保全に関する施策を総合的かつ効果的に推進していく必要があります。

おおいたうつくし作戦の展開

(目標) 大分の恵み豊かな自然環境を守り、将来に継承するため、県民の環境意識の更なる醸成と持続可能な活動基盤づくりに取り組む。





2. 各主体の役割

この計画の目標年度における環境像を実現するためには、県民、民間団体、事業者、行政などの環境保全に取り組むそれぞれの主体が、日常生活や社会経済活動が環境に及ぼす影響並びに環境が人間にもたらす恵みなど、人間と環境との関わりについて理解し、また、環境を保全していくためには負担を伴うことについて正しく認識する必要があります。そのうえで、適切な役割分担のもと、お互いの立場を尊重しながら、協働して環境保全活動に自主的かつ積極的に取り組むことが大切です。

このため、県民、民間団体、事業者、行政を本計画を推進する主体として位置づけ、それぞれに期待される役割を明らかにします。

(1) 県民の役割

今日の環境問題の多くは、県民一人ひとりの日常生活に伴って生じる環境への負荷が大きな原因となっています。

このため、県民は、自らの生活が環境へ及ぼす負荷の大きさを十分に認識し、県、市町村、民間団体、事業者等と連携、協力し、環境への負荷の少ない生活様式の実現に向けて、自主的に行動するとともに、環境保全活動等に積極的に取り組むことが求められます。

(2) 民間団体の役割

県民や事業者などにより組織され、公益的な活動を行うNPO等民間団体は、多様な住民ニーズに柔軟に対応し、また地域に密着した活動を担っており、環境保全活動の実践に大きな役割を果たしています。

特に、様々な環境問題を解決するために地域における各主体の連携、協働の必要性が高まっている今日において、民間団体には、そうした連携、協働の調整を図り、地域的な広がりのある環境保全活動を推進していくことが期待されています。

(3) 事業者の役割

事業者は、その事業活動が社会経済活動の中で大きな位置を占め、環境に深く関わっていることを認識するとともに、自らの事業活動に伴って発生する環境への負荷を低減するために必要な措置を講じるなど、環境の保全のための社会的責任を果たすことが期待されています。

また、こうした事業活動に関して求められる環境保全活動だけでなく、事業者には、地域社会の一員として地域における環境保全活動へ積極的に参加することや、その従業員が社会貢献活動に参加しやすい職場の環境づくりに取り組むことも求められています。

(4) 行政の役割

県は、この計画の目標の達成に向けて、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、県もその事業活動に伴う環境負荷の大きさを認識し、事務事業を行うにあたって環境に配慮した取組を率先して実行します。



県民、民間団体、事業者、行政などが、適正な役割分担のもと、環境の保全に関する取組に自主的に参加できるよう、その目標、施策の方向、役割等を示すとともに、各種の制度や社会資本の整備、環境に関する情報の提供など、それぞれの取組を推進するために必要な基盤づくりを行います。また、環境保全活動に取り組む各主体の交流を促進し、ネットワークの形成を図るなど、それぞれが協働して環境保全活動に取り組む体制を整備します。

地域の住民と最も深い関わりを持つ市町村は、地域の特性を踏まえた環境保全施策を地域の住民や事業者と一体となって推進するとともに、その取組に対する支援や助言を行うことが期待されています。県は、市町村が実施する環境保全施策を支援するよう努めます。





県の推進体制図（令和2年4月）





第2節 計画の進行管理

本計画の目指すべき環境の将来像並びに基本目標の実現に向けて、第3章に掲げる各種施策を着実かつ効果的に推進していくため、計画の適切な進行管理を行います。

1. 環境指標の設定

主要施策の実施状況を的確に把握・確認するため、第3章に掲げた施策分野ごとに、原則として数値化された客観的指標として「環境指標」を設定します。

この計画の目標年度である令和6年度（2024年度）において、環境指標として掲げた項目の数値目標を達成することを目指して、毎年度、進捗状況を把握・確認及び検証し、必要に応じてその見直しを行います。

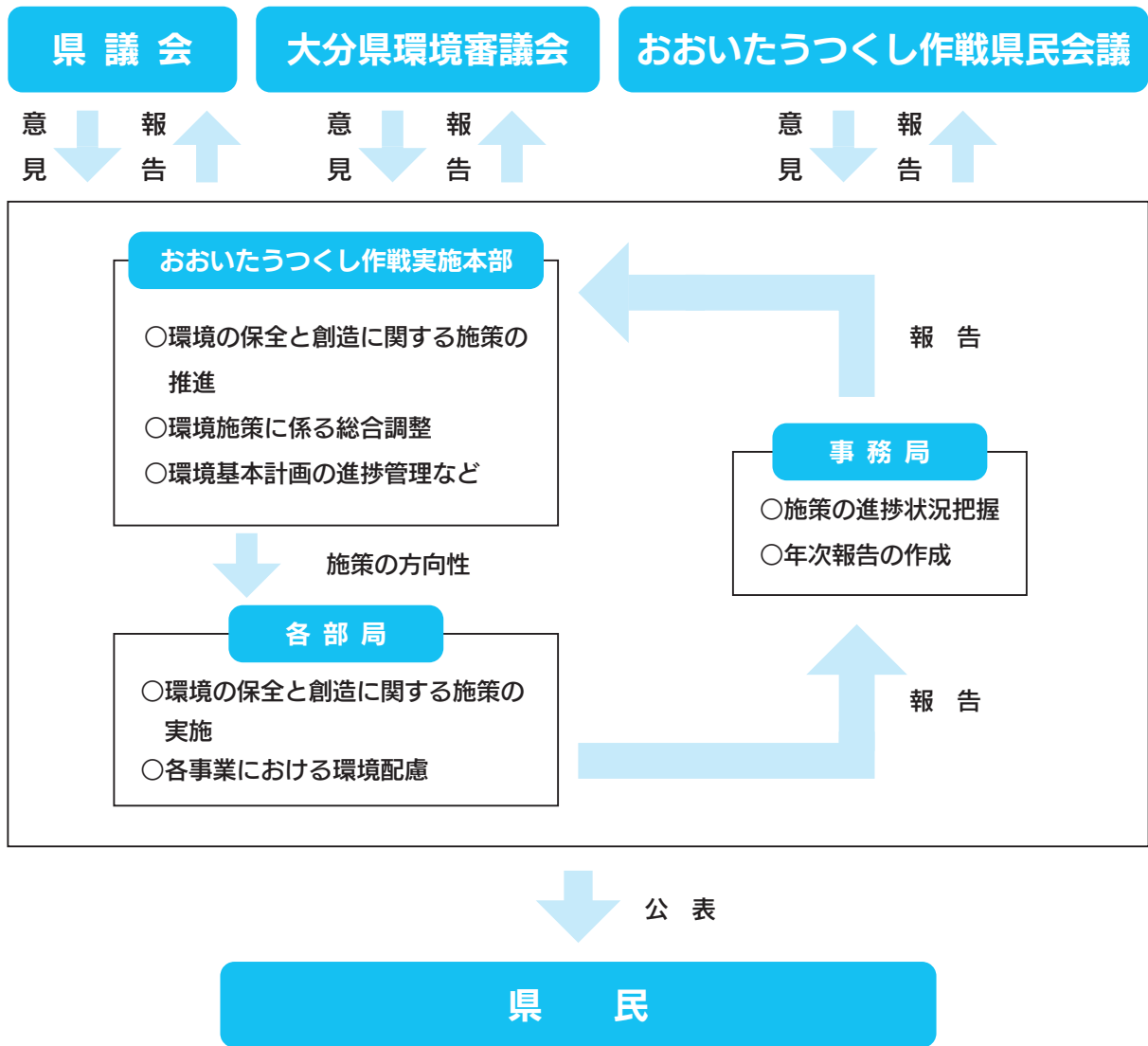
2. 進行管理の体制

本計画に掲げた目標達成に向けて、「県議会」、「大分県環境審議会」並びに「おおいたうつくし作戦県民会議」により、適切に進行管理を行います。

「大分県環境審議会」は、環境基本法第43条に基づく都道府県の区域における環境の保全に関する基本的事項を調査、審議する学識経験者等により構成される機関であり、また、大分県環境基本条例第9条に基づき環境基本計画の策定及びその変更について知事が意見を聴くことが必要とされている機関です。そこで、平成23年4月から運用している大分県環境マネジメントシステムにより、「大分県環境審議会」に報告し、幅広い視野に立って専門的・多角的な視点から意見をいただき、この計画の進行管理を行うこととします。

また、この計画は、おおいたうつくし作戦を推進するための基本プランとして位置づけていることから、県民の声を広く環境施策全般に反映させ、県民に環境保全活動を呼びかけ、県民運動としての「おおいたうつくし作戦」を推進するために県民各層より選出された「おおいたうつくし作戦県民会議」において、幅広く県民の視点から意見をいただき、具体的な取組に反映させるなど、環境保全施策の一層の充実を図りながら、この計画の進行管理を行うこととします。





3. 進捗状況等の公表

環境の現状やこの計画に基づく施策の進捗状況及び目標の達成状況等については、毎年、**環境白書***及び県のホームページにより広く公表します。

第3節 財政措置

本計画に掲げられた各種施策を総合的・計画的に実施していくために、計画の進捗状況や環境の状況などを総合的に判断しつつ、森林環境税や産業廃棄物税なども活用しながら、必要な財政上の措置を講じるよう努めます。